

旧教育センター・旧萱野南図書館

保安管理業務委託仕様書

旧教育センター・旧萱野南図書館保安管理業務委託仕様書

電気事業法第43条第1項に定める甲の設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を、甲の保安規定に基づいて下記「保安業務の細目」のとおり実施する。

所在地： 箕面市船場西3丁目8番22号

(旧教育センター・旧萱野南図書館)

設備容量： 425KVA 6600V (発電機出力 - kW)

保安管理業務の細目

1. 保安管理業務は、甲の保安規程に基づき、次の各号に掲げるとおりとし、その結果について甲に報告すると共に経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、必要な指導又は助言を行う。

なお、電気機器、諸装置等の機能点検及び電氣的連系がない部分の点検並びに発電装置の原動機の分解・整備、内部点検等については、乙の受託する業務に含まないものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検及び測定・試験
 - (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験（以下「定期点検」という。）
 - (3) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のためとるべき措置の指導、助言及び状況に応じての臨時点検
2. 前項第1号及び第2号に定める点検の種類及び回数は別表（巡視、点検及び測定・試験）のとおりとする。
3. 別表に記載する事項のうち、主要な事項の取扱いは次のとおりとする。
 - (1) 年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、契約開始後毎年1回年次点検Ⅱ、年次点検Ⅰ、年次点検Ⅰの順に実施する。又、年次点検は当該月の月次点検を併せて行うものとする。
 - (2) 外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具、配線の取付状態及

び加熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態で梯子その他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施する。ただし、設備の状況により運転を停止して点検することがある。

(3) △印のものは、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しない場合がある。

4. 乙は、第1項に定める事項のほか、次に掲げる電気保安に関する業務を必要の都度行う。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
- (2) 電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
- (3) その他乙がこの契約を履行するため必要な事項

5. 乙の設置する低圧絶縁監視装置（以下「監視装置」といいます。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、甲の事業場の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置するものとし、常に正常に稼働するよう保守を行う。
- (2) 甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償にて便宜を供する。
- (3) 乙は監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏えい電流が発生している警報（以下「漏えい警報」という。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を3年間保存する。
- (4) 甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外、修理等を行わない。万一、甲の故意過失によって監視装置が損傷、紛失等をした場合にはその損害相当額を弁済する。
- (5) 乙は、この契約が解除又は失効した場合、監視装置を撤去する。
- (6) 「年次点検」は、11月の土曜日の日中に実施する。

【別 表】
 巡視、点検及び測定・試験の基準（隔月 点検）

設 備	点 検 項 目	工 事 期 間 中 の 巡 視、 点 検 【随時】	月 次 点 検 【隔月 1 回】	年 次 点 検 【毎年 1 回】		
				年 次 点 検 I	年 次 点 検 II	
引 込 設 備	区 分 開 閉 器	外観点検	○	○	○	○
		10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○	
受 電 設 備	断 路 器	外観点検	○	○	○	○
		10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○
	電 力 用 ヒ ュー ズ	外観点検	○	○	○	○
		10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○
	遮 断 器、 負 荷 開 閉 器	外観点検	○	○	○	○
		10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断器と開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変 圧 器	外観点検	○	○	○	○
		10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コ ン デ ン サ、 リ ア ク トル	外観点検	○	○	○	○
		10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○
	計 器 用 変 成 器、 零 相 変 流 器	外観点検	○	○	○	○
		10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○
	避 雷 器	外観点検	○	○	○	○
		10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○
母 線 等	外観点検	○	○	○	○	
	10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○	
そ の 他 の 高 圧 機 器	外観点検	○	○	○	○	
	10kV以下による絶縁抵抗測定			△	○	
受 ・ 配 電 盤	配 電 盤、 制 御 回 路	外観点検	○	○	○	○
		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△

設 備		点 検 項 目	工 事 期 間 中 の 巡 視、 点 検 【随 時】	月 次 点 検 【隔 月 1 回】	年 次 点 検 【毎 年 1 回】	
					年 次 点 検 I	年 次 点 検 II
接 地 工 事	接地線、 保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構 造 物	受電室建物、キュービ ル式受・変電設備の金 属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配 電 設 備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負 荷 設 備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視				低圧絶縁監視装置による		
蓄 電 池 設 備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	構造物等	外観点検	○	○	○	○

- 注 1 「年次点検」【毎年1回】は、11月の土曜日の日中に実施するものとする。
- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 3 工事期間中の○印は、各点検項目の該当項目を示し、工事に係わる設備に対して適用する。
- 4 工事期間中の巡視、点検は工事工程にあわせ実施する。
- 5 工事完了後の竣工試験の実施、内容については保安協会と協議する。
- 6 月次点検、年次点検の○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 7 絶縁油の酸価度試験は、加熱・変色、汚損等の以上がない場合、又はPCB油 混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
- 8 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
- 9 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあっては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
- 10 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」により当該点検に替えることがある。
- 11 10kV以上の絶縁抵抗測定は、6kV以上の高圧設備に対して適用する。

旧教育センター・旧萱野南図書館

設備機器保守点検業務委託仕様書

旧教育センター及び旧萱野南図書館設備機器保守点検業務委託仕様書

本仕様書は、箕面市旧教育センター及び旧萱野南図書館（以下「センター」という。）の設備機器保守点検業務の概要を示すもので、その他軽微なものについては、本書に記載なき事項であっても、甲が保守点検上または建物管理上必要と認めた場合は、甲の指示により乙は作業を実施しなければならない。

また、この施設は現在休館しているが、平成6年度以降に再使用する可能性があり、その際は仕様内容の見直しを行い変更契約を締結する可能性がある。

1. 業務期間 契約期間と同じ

2. 履行場所 箕面市船場西三丁目8番22号
(旧教育センター及び旧萱野南図書館)

3. 業務要領

- (1) 点検整備業務は、甲と協議のうえ日時を設定し実施するものとする。
- (2) 点検整備業務は、別紙の作業基準表により行うこと。
- (3) 点検整備業務の作業基準表の他は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- (4) 点検整備業務は、関係法令の定めに基づき、有資格者が行い適正な維持管理に努めること。
- (5) 万一器物に損害を与えた場合は、直ちに甲に連絡し、その指示に従うこと。
- (6) 作業終了次第、担当責任者は、業務日誌に必要事項を漏れなく記入し、異常を認められた場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- (7) 万一事故が発生した場合は、他に被害が波及しないように措置し、原因調査のうえ、甲と協議し、正常に回復すること。

4. 経費の負担

- (1) 点検整備業務に要する器具類（特殊なものは除く）、薬剤、消耗品等（館内照明設備用電球は除く）は、一切乙の負担とする。
- (2) 点検整備業務に必要な電気、ガス及び水道は、甲が無償で提供するものとする。

5. その他

- (1) 作業員が業務を遂行するときは、乙の支給の作業服を必ず着用すること。
- (2) 作業中に発生した事故は、一切乙の責任とする。
- (3) センターにおける秘密は勿論のこと、業務上知り得た事柄は、一切外部に漏らして

はならない。作業員の退職後にあっても同様とする。

(4) センターから設備の異常の連絡をした場合、ただちに作業員を派遣する。

6. この仕様書に準ずるものの他、細目については甲乙協議の上、別に定めるものとする。

設備機器点検項目一覧表

1	消防設備法定点検	2回/年
2	エレベーター保守点検業務	12回/年

設備機器保守点検作業基準表

1. 消防設備法定点検 2回/年 (前期1・後期1)
 消防用設備等点検結果報告書を提出すること。
 - ・ 消火器設備 ABC10型 27本
 - ・ 自動火災報知設備 複合盤 30回線、作業式スポット感知器 79個、定温式スポット感知器 4個、煙感知器 40個、発信機 10台、音響装置 10個、表示灯 12個
 - ・ 屋内消火栓設備 加圧送水装置 1台、消火栓 12基、起動用スイッチ 15台、呼水装置 1台
 - ・ 誘導灯設備 小型 36台
 - ・ 避難器具設備
 - ・ 非常放送設備アンプ (300W) 1台、遠隔操作盤 1台、スピーカ 42台、アッテネーター 41台
 - ・ 連結送水管設備 送水口 1基、放水口 2基
 - ・ 防排煙設備 運動操作盤 10回線 1台、表示機 1面、煙感知器 10個、防水扉自動式 8個
 - ・ 電動シャッター 3箇所、上廻り、開閉機、ブレーキ、手動操作装置、スフロケット、ローラチェーン、ブラケット、巻取りシャフト、カーテン部、スラット、吊り元、座板、その他の部材、ガイドレール、ケース、まぐさ、遮煙材、電装部品、制御盤、リミットスイッチ、押しボタンスイッチ、防災機器、手動閉鎖装置、作動状態、押しボタンスイッチによる操作、リミット停止位置、異常音、降下位置障害

2. エレベーター保守点検業務 12回/年 (前期6・後期6)
 メーカーもしくは純正部品が供給できる業者によるフルメンテナンスとする。
 - 三菱油圧間接式 乗用 900KG 2台
 - ・ 機械室内環境状態
 - ・ 機械室内各機器状態

制御盤、パワーユニット、電動機

- ・ かが運行状態
- ・ 戸の開閉状態
- ・ かが関連機器状態

押しボタン、位置表示器、照明、停電灯、かが上環境状態、救出口

- ・ 外部連絡装置
- ・ かが室意匠
- ・ 乗り場意匠
- ・ 乗り場関連機器状態

押しボタン、位置表示器、戸のインターロック

- ・ 昇降路内関連機器状態

上下部リミットスイッチ、油圧ジャッキ、非常止め装置、ロープ、レール、

- ・ ピット内環境状態
- ・ 付加装置他各機器動作状態

地震時管制運営装置、停電時自動着床装置、火災時管制運転装置

旧教育育センター・旧萱野南図書館

除草業務委託仕様書

旧箕面市教育センター及び旧萱野南図書館除草業務等仕様書

本仕様書は、旧箕面市教育センター及び旧萱野南図書館の敷地（以下、「センター敷地」という。）内除草業務の委託において、甲が、乙に要求する業務の内容を示すものです。

1. 業務期間 契約期間と同じ
2. 履行場所 箕面市船場西3丁目8番22号
3. 業務内容及び実施日 年2回（6月・11月）
 - ①第一回目の作業は6月にセンター敷地内全体（緑地帯を含む。）約1,650㎡を実施するものとする。
 - ②第二回目の作業は11月にセンター敷地内の一部（緑地帯）約120㎡を実施するものとする。
 - ③業務実施日については、原則日曜日に実施することとし、1ヶ月前に担当室の承認を得てから実施するものとする。
 - ④除草後に出た残滓は受託者の費用により法令等に従い速やかに処理することとする。
4. その他の注意事項
 - ①作業をするにあたっては、通行人、近隣建物や車両等に対して事故が起こらないよう、安全対策を施すこと。
 - ②その他、この仕様書に記載のないものについては、委託者及び受託者が、協議の上決定するものとする。

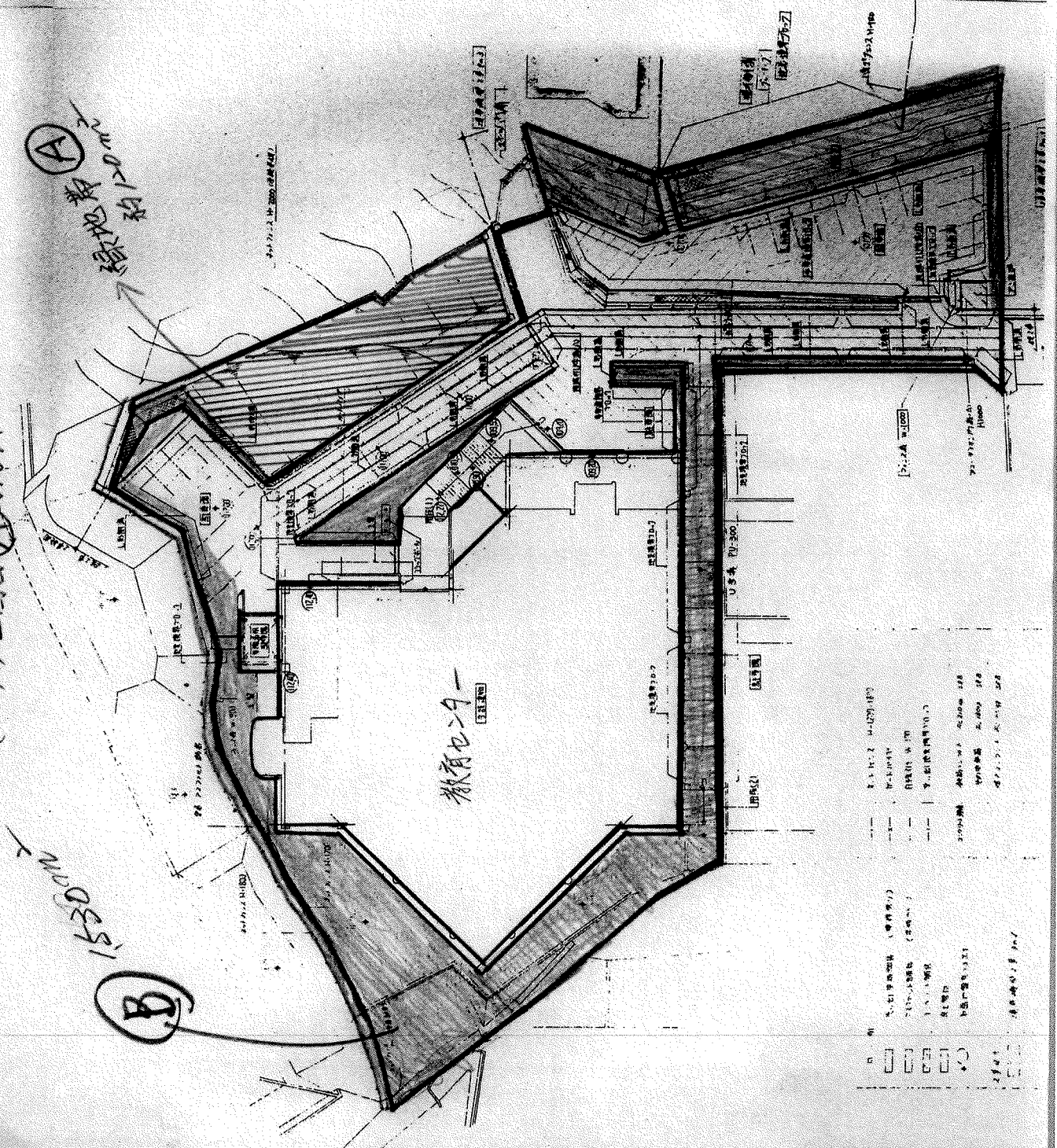
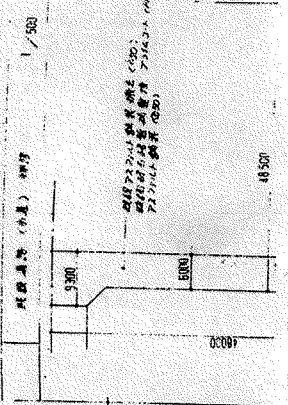
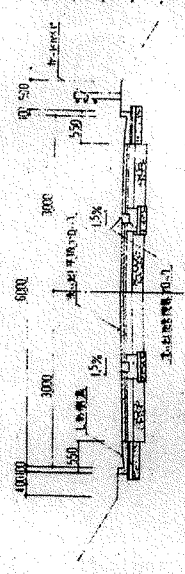
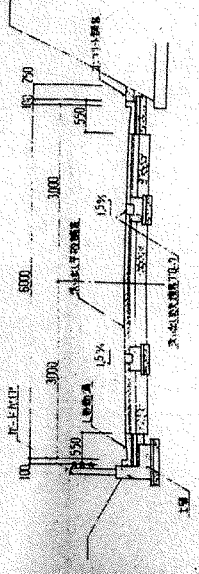
(除前)年1回目A+B+C+D

(11)〃2回目Aのみ

①
1530mm
緑地敷
約100m²

②

教育ホール



- 既設構造 (外壁)
- 既設構造 (内壁)
- 新設構造
- 柱
- 梁
- 階段
- 出入口

1/30

旧教育センター・旧萱野南図書館

樹木剪定業務委託仕様書

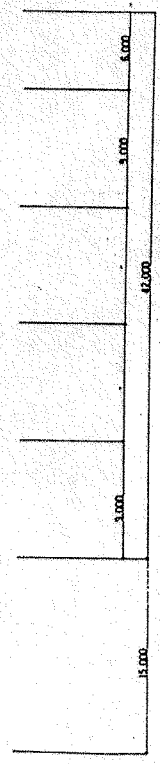
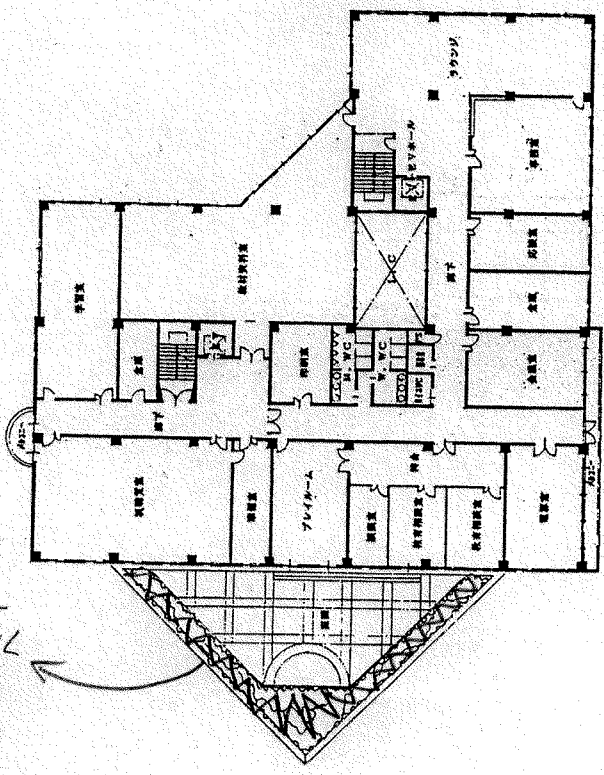
旧教育センター・旧萱野南図書館樹木剪定業務等仕様書

本仕様書は、旧箕面市教育センター及び旧萱野南図書館の敷地内の樹木剪定業務の委託において、甲が、乙に要求する業務の内容を示すものです。

1. 業務期間 契約期間と同じ
2. 履行場所 箕面市船場西3丁目8番22号
(旧箕面市教育センター・旧萱野南図書館敷地内)
3. 業務内容及び実施日 年1回 (9月)
 - ①敷地内の樹木剪定。
 - ②事前に担当者と協議し、適期に実施するものとする。
 - ③残さいは、随時処分すること。
 - ④剪定の程度・方法は、適期をはずさぬように実施し、一層美観を高めるとともに、その樹木の持ち味を生かし、その後の生育が良好となるようにすること。
 - ⑤業務に必要な器具・消耗品などは、全て一切受託者の負担とし、使用器材はJIS規格等のものを使用するものとする。
 - ⑥作業箇所は、甲と乙が協議し、別添図面の樹木のうち、必要な範囲で剪定するものとする。
4. その他の注意事項
 - ①作業をするにあたっては、通行人に対して事故が起こらないように、万全の対策を図ること。
 - ②その他、この仕様書に記載のないものについては、委託者及び受託者が、協議の上決定するものとする。



② 植栽 約 40㎡
コンクリート

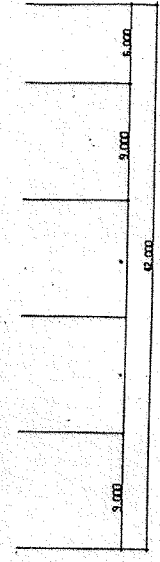
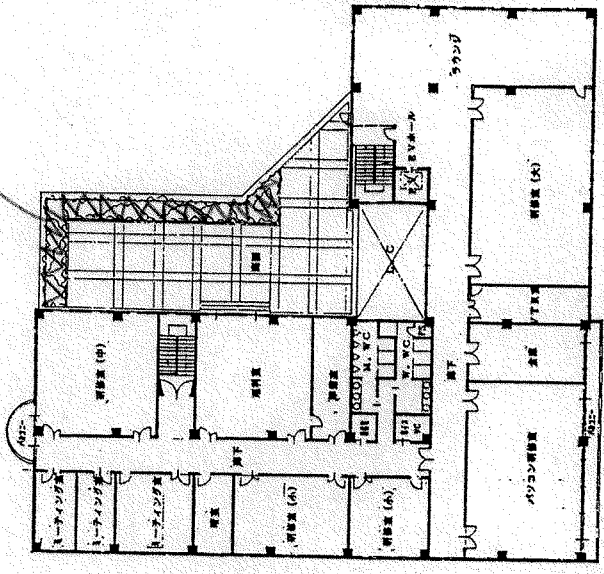


2F

2階平面図 1/200

③

同左約 60㎡



3F

3階平面図 1/200

図名	3階平面図	縮尺	1/200	図番	3/8
設計者	株式会社 〇〇〇〇		設計者	〇〇〇	
監理者	〇〇〇		監理者	〇〇〇	
作成日	〇〇年〇〇月〇〇日		作成日	〇〇年〇〇月〇〇日	

型	深さ	埋込土 (m ³)	N-肥料 (袋)	摘要
B1(下木群移植)	300	30,000	100	100m ² 当り
B2(列植1列)	300	9,000	45	100m当り

I. 支柱

記号	樹高 H=m	幹周 C=m	支柱型
A	H ≥ 2.5	C ≥ 0.3	三脚鳥居型支柱
B	↑	C = 0.1 ~ 0.25	二脚鳥居型支柱
C	H = 1.5 ~ 2.5		一脚支柱
D	H = 1.0 ~ 1.2		布掛支柱

→ 南設当時の
本数

数量表

記号	名称	樹高	幹周	葉巾	数量	植付	備考
a	イチヨウ	4.0	0.15		7	A1	
b	ヤマモモ	3.5	0.2		20	↑	
c	イロハモミジ	3.0	0.12		19	A2	
d	ケアキ	4.0	0.2		18	A1	
e	クロカネモチ	3.0	0.12		4	A2	
f	ヤマホトシ	↑	↑		7	↑	
g	ウバメガシ	↑	↑		1	↑	
h	キンモクセイ	3.0		1.2	12	↑	
i	サルスベリ	3.0	0.12		9	↑	
j	イヌツゲ	2.0			4	A3	
k	アベリア	1.5			6	A4	
l	カナメモチ	↑			11	↑	
m	ツゲ	1.8			8	↑	
n	オトメツバキ	1.5			13	↑	
p	サツキ	0.5			385	B1	
q	ツバキ	0.4			320	↑	
r	ドウタンツツシ	0.5			695	↑	
s	フヨウ	1.0			90	A5	
t	アジサイ	0.4			120	B1	
u	ホトケ	↑			150	↑	
v	アベリア	0.5			145	↑	
w	ツツシ	↑			790	↑	
x	ムクゲ	1.2			260		